

奈良県告示第二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十五年十月四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
白木 和彦	真生整骨院 大和郡山市南郡山町五二七一	平成二十五年七月一日
山口 之宏	星和会セリナ整骨院 香芝市磯壁二一〇七一	平成二十五年八月四日
杉田 卓也	みんなの鍼灸整骨院 橿原市葛本町七〇八一	平成二十五年四月二十日